

令和6年度

蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸補修業務委託

特記仕様書

第1章 業務概要

1 目的

本業務委託（以後「業務」という。）は、令和5年度に実施した「蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸実施設計業務委託」にて作成した図面、数量等（以下、「設計図書」という。）を元に補修を実施し、廃棄物埋立護岸の機能保全を図るものである。

2 委託名

蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸補修業務委託

3 履行場所

千葉市中央区蘇我町2-1380

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

5 施設概要

施設名：蘇我地区廃棄物埋立処分場

延長：約1,320m

構造型式：二重鋼管矢板式護岸

設置年：昭和56年

第2章 総 則

1 摘要範囲

本仕様書は、千葉市環境局が発注する「蘇我地区廃棄物埋立処分場護岸補修業務委託」に適用するものとする。

2 業務の履行

業務は、本仕様書及び「土木工事共通仕様書（千葉市）」「港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局発行）」に従い履行すること。

3 技術基準等

業務の実施にあつては、下記に示すマニュアル及び手引きのほか、法令、技術基準、指針等に基づき実施するものとする。尚、各々改定最新版に基づくこと。

- (1) 港湾の施設の点検診断ガイドライン（国土交通省港湾局）
- (2) 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局）
- (3) 港湾の施設の維持管理技術マニュアル（（財）沿岸技術研究センター）
- (4) 港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（（財）港湾空港総合技術センター）
- (5) 港湾施設の技術上の基準・同解説（（社）日本港湾協会）
- (6) 港湾鋼構造物防食・補修マニュアル（（財）沿岸技術研究センター）

4 現場代理人

受注者は業務の実施にあたり、業務全般ならびに従事者を指揮監督するための現場代理人を定め、発注者に通知する。

また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

現場代理人は、屋外作業に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

現場代理人は、監督職員が指示する関連のある業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

5 主任技術者及び技術者

受注者は業務の実施にあたり、技術全般を管理するための主任技術者を定め、発注者に通知する。また、主任技術者を変更する場合も同様とする。

主任技術者は、高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。

主任技術者は、業務の遅滞を生じないよう技術者を配置しなければならない。

6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 現場代理人及び主任技術者選任届
- (2) 誓約書
- (3) 着手届
- (4) 工程表
- (5) 作業計画書
- (6) 完了届
- (7) その他監督員の指示するもの

7 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

8 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

9 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

10 秘密の保持

受注者は、業務の履行上知り得た内容及び情報等を他に漏らしてはならない。

11 個人情報の取扱い

受注者は、本工事を完成するために必要な個人情報等の取り扱いについて、安全性の確保に努め、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。

13 災害の防止

- (1) 業務の実施にあたっては、関係機関と綿密な連絡を保つとともに、危険防止対策を十分に行い、作業員への安全指導を徹底し、災害の発生がないよう努めること。
- (2) 万一事故が発生した場合は、受注者の責任において解決しなければならない。また、これに要する費用は受注者の負担とする。

14 現場管理

- (1) 現場に立入る際は、あらかじめ発注者の了解を得ること。処分場入口は施錠管理しているため、作業時間は平日の8時30分から17時00分までとする。時間外及び土日祝日の作業は原則認めない。やむを得ず当該時間帯の作業が必要になる場合は予め発注者に申告して許可を得ること。
- (2) 業務に必要な水、現場事務所、仮設トイレ等は受注者が用意すること。これらの設置場所は着手時に発注者が指定する。
- (3) 既存設備及び物件等の損傷・汚染防止に努めること。
- (4) 施設に損傷・汚染を生じさせた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

15 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者による成果品の検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う義務の瑕疵が発見された場合は、受注者は直ちに業務の修正を行わなければならない。

16 成果品の帰属

成果品の管理及び帰属は全て発注者とし、受注者が公表することは一切認めない。

第3章 委託仕様

1 委託概要

(1) 委託範囲

蘇我護岸（延長約 1,320m）のうち、以下に指定する補修箇所

(2) 業務内容

ア 現地踏査

受注者は、本業務の着手後速やかに必要な現地調査を行うとともに、設計図書を確認し、補修内容と実態に乖離がないか精査を行うものとする。

イ 着手前協議

アを踏まえ、補修計画や方針について報告するとともに、設計図書及び仕様書に疑義が生じた場合は、すべて発注者と協議し、その指示に従わなければならない。また、設計図書に明記がなくとも構造上に必要なものは、発注者の指示により施工するものとする。

ウ 関係機関協議

県港湾事務所、海上保安庁、漁協等、法令規則に必要な手続き及び地元住民との合意形成に必要な協議を行うこと。

エ 補修業務

補修箇所は以下のとおりとする。

(ア) 護岸上部工コンクリート剥離鉄筋露出箇所補修	7箇所
(イ) 護岸上部工ひび割れ箇所補修	20箇所
(ウ) 護岸下部鋼管矢板のライニング補修	2箇所
(エ) 外周道路陥没箇所の空洞補修	12箇所

なお、詳細については別表－1「施工数量総括表」及び図面のとおりとし、各数量の施工箇所は、作業計画書にて承認を得たのち、実施するものとする。

オ 報告書作成

イにおける補修方針の検討結果、エの補修結果等を報告書として取りまとめる。

(3) 契約変更

業務の施工数量は別紙「施工数量総括表」のとおりとする。なお、この数量に変更が生じた場

合は協議の上契約変更の対象とする。

2 打合せ協議

打合せ協議後は、速やかに打合せ議事録を作成し、発注者職員の承認を受けること。
なお、打合せ回数は3回（中間打合せ1回）を予定する。

3 貸与資料

本業務を実施するにあたり、点検報告書他必要な資料及びデータで発注者が所有しているものについては、別途打合せのうえ貸与する。

4 提出物

(1) 業務着手前

- ア 委託契約書
- イ 着手届
- ウ 現場代理人届
- エ 主任作業員選任届
- オ 作業工程表（契約）
- カ 産業廃棄物処理計画書

(2) 業務着手後

作業計画書（実施工程表）

(3) 業務完了後

- ア 完了届
- イ 作業写真
- ウ 作業報告書
- エ 産業廃棄物処理報告書

※ただし、委託期間内に最終処分まで完了しなかった場合は、B票を添付することで搬出報告し、最終処分完了後に提出すること。

オ 請求書

(4) その他発注者が指示するもの